

## 防府市排水設備指定工事店不良行為処分要領

平成11年7月1日制定

(趣旨)

第1条 防府市下水道条例及び防府市排水設備指定工事店規程（以下「指定工事店規程」という。）の規定による防府市排水設備指定工事店（以下「工事店」という。）が排水設備工事（修繕工事を含む。以下同じ。）の施工に当たり、指定工事店規程第10条第2項第1号及び第2号の規定による工事店の指定の取消し又は停止の処分を受けることとなる行為（以下「不良行為」という。）があった場合における事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不良行為の種類、点数等)

第2条 不良行為の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、工事店が不良行為を行ったときは、当該工事店から防府市排水設備指定工事店不良行為届出書（第1号様式）を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の届出書が提出されたとき又は不良行為の事実を確認したときは、防府市排水設備指定工事店不良行為確認通知書（第2号様式）により当該届出書を提出した工事店又は当該不良行為を行った工事店に対し通知をするものとする。

4 管理者は、前項の規定による通知をしたときは、別表第1に掲げる不良行為の種類に応じ、同表に掲げる点数（以下「不良行為点数」という。）を当該通知をした工事店に付するものとする。ただし、工事店が同一時期に複数の不良行為を行った場合であって、当該複数の不良行為が同一の排水設備工事責任技術者に起因するときは、当該複数の不良行為のうち最も不良行為点数の高い不良行為があったものとみなし、当該点数を付するものとする。

5 管理者は、前項の規定により工事店に付した不良行為点数を当該工事店の指定の有効期間中加算するものとする。ただし、工事店の直近の不良行為に係る第3項の規定による通知をした日（次条第1項の規定による処分のうち指定の停止の処分を受けたときは、当該処分が終了した日）から1年間、当該工事店が不良行為を行わなかったときは、当該工事店の不良行為点数は、消滅するものとする。

(不良行為に対する処分)

第3条 管理者は、前条第4項又は第5項の規定により工事店に付し、又は加算した不良行為点数が別表第2に掲げる点数に達したときは、当該点数に応じた同表に掲げる処分を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により処分を行おうとするときは、あらかじめ、聴聞又は弁明の機会を付与する手続を執らなければならない。

3 管理者は、前2項の規定により処分を行うことを決定したときは、防府市排水設備指定工事店取消（停止）通知書（第3号様式）により当該処分を行う工事店に対し通知するとともに、その旨を山口県下水道協会に報告するものとする。

(処分の警告)

第4条 管理者は、第2条第4項及び第5項の規定により工事店に付し、又は加算した不良行為点数が75点、170点、220点及び270点に達したときは、防府市排水設備指定工事店不良行為警告書（第4号様式）により当該工事店に通知するものとする。

(処分後の排水設備工事の施工)

第5条 管理者は、第3条第1項の規定による処分を行った工事店に未施工又は施工中の排水設備工事があるときは、当該工事店以外の工事店に施工させるものとする。ただし、施工中の排水設備工事について特に必要があると認めるときは、当該処分を行った工事店に施工させることができる。

(継続指定の際の営業停止処分)

第6条 営業停止の処分を受けた工事店の指定が有効期間満了時に継続されたときは、当該処分の残存期間は、継続された指定の有効期間に引き継ぐものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領（以下「新要領」という。）は、平成23年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 新要領の施行の日の前日までに、改正前の防府市排水設備指定工事店不良行為処分要領（以下「旧要領」という。）によりなされた手続きその他の行為は、新要領の相当規定によりなされたものとみなす。

3 新要領の施行の前日までになされた不良行為に対しては、旧要領の規定を適用して処分を行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

NO	不良行為の種類	点数	備 考
1	正当な理由なく検査に立ち会わなかったとき。	15	
2	工事の手直し、完工図書の訂正等完工検査の際の指示事項に対し、1箇月以上必要な処置をしないとき。	30	
3	正当な理由がなく工事の申込みを拒否したとき。	30	指定工事店規程第6条第2項第1号
4	瑕疵担保期間内において工事の瑕疵に起因する不具合が生じた場合に、その補修に応じないとき。	30	指定工事店規程第6条第2項第7号
5	工事完了日から5日以内に排水設備工事完了届・下水道使用開始届の提出をしなかったとき。	45	下水道条例第6条
6	計画確認を受けずに工事を行ったとき（緊急により、事前に担当部署に連絡があったとき及び軽微な変更に係る工事を行ったときを除く。）。	75	指定工事店規程第6条第2項第5号
7	雨樋等の雨水が汚水管に接続されていたとき（下水道法（昭和33年法律第79号）第10条ただし書きに該当するものを除く。）。	75	下水道条例第4条第1号
8	指定の効力の停止期間中に新たな工事を行ったとき。	150	指定工事店規程第10条第2項
9	その他条例、規程等に違反するとき及び市長の要請に対して正当な理由なく協力しないとき。	30 以下	1～8の点数に準じて決定する。

別表第2（第3条関係）

NO	処分の種類	点数	備 考
1	指定の停止 (30日間)	150	
2	指定の停止 (90日間)	200	
3	指定の停止 (180日間)	250	
4	指定の取消し	300	

様式第1号（第2条関係）

防府市排水設備指定工事店不良行為届出書

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

指定工事店番号

不良行為を行ったので、次のとおり届け出ます。

1 不良行為の内容等	年 月 日	年 月 日
	場 所	防 府 市
	内 容	
2 担当排水設備 工事責任技術 者名	氏 名	
	責任技術者番号	
3 不良行為に至 った経緯		

第2号様式（第2条関係）

防府市排水設備指定工事店不良行為確認通知書

第 年 月 号  
日

様

防府市上下水道事業管理者

印

次のとおり不良行為を確認したので、防府市排水設備指定工事店不良行為  
処分要領第2条第3項の規定により通知します。

1	現 認 期 日	
2	現 認 場 所 (排水設備設置場所)	
3	排水設備等計画確認番号	
4	排水設備等使用者氏名	
5	不 良 行 為 の 種 類	

防府市排水設備指定工事店取消（停止）通知書

防府市排水設備指定工事店規程第10条の規定により、次のとおり防府市排水設備指定工事店としての指定を取消（停止）します。

年 月 日

防府市上下水道事業管理者

印

1 処分の種類

（指定の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで）

2 処分の理由（該当行為を具体的に）

防府市排水設備指定工事店規程第 条に該当するため。

（教示） この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に防府市上下水道事業管理者に対して異議申立てをすることができます。

第4号様式（第4条関係）

防府市排水設備指定工事店不良行為警告書

年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者

印

貴店に係る不良行為が今後とも繰り返された場合には、工事店の指定の取消し又は停止を命ずることがありますので十分留意されるよう、防府市排水設備指定工事店不良行為処分要領第4条の規定により警告します。

記

不良行為の経過

不良行為通知日	不良行為の種類	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		